

承認第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月19日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

木津川市長 谷口 雄一

記

木津川市都市計画税条例の一部改正について

## 木津川市条例第21号

### 木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例

木津川市都市計画税条例（平成19年木津川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則	附 則
1～6 (略)	1～6 (略)
(法 <u>附則第15条第36項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)
7 法 <u>附則第15条第36項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)	7 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合)
8 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法 <u>附則第15条第41項</u> の条例で定める割合)	8 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法 <u>附則第15条第42項</u> の条例で定める割合)
9 法 <u>附則第15条第41項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10～21 (略)	10～21 (略)
22 法附則第15条第1項、第9項、第	22 法附則第15条第1項、第9項、第

<p>13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項</u>若しくは<u>第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の木津川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。